

請求の範囲

- [請求項1] 柑橘系植物の果皮を含む植物原料の二酸化炭素抽出物を含有する、ビールテイスト飲料。
- [請求項2] 前記植物原料がオレンジピール、グレープフルーツピール、ユズピール、レモンピール、ライムピール、ミカンピール、ダイダイピール、カボスピール、シークワサーピール、及びキンカンピールからなる群より選択される1種以上を含む、請求項1に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項3] 前記二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するリナロールオキサイドの含有量の質量比率が10%以下である、請求項1又は2に記載のビールテイスト飲料。
- [請求項4] 前記二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するリナロールオキサイドの含有量の質量比率が5%以下である、請求項1～3いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項5] 前記植物原料にオレンジピールを含む、請求項1～4いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項6] 前記二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1000%以上である、請求項1～5いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項7] 前記二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1500%以上である、請求項1～6いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項8] 前記二酸化炭素抽出物中のヌートカトンの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1000%以上である、請求項1～7いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項9] ビールテイスト飲料中のバレンセンの含有量が5ppb以上である、請求項1～8いずれかに記載のビールテイスト飲料。
- [請求項10] ビールテイスト飲料中のヌートカトンの含有量に対するバレンセン

の含有量の質量比率が10%以上である、請求項1～9いずれかに記載のビールテイスト飲料。

- [請求項11] 柑橘系植物の果皮を含む植物原料から二酸化炭素を抽出溶剤として用いて植物エキスを抽出する抽出工程と、前記抽出工程で抽出された植物エキスを二酸化炭素から分離する分離工程と、前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物をビールテイスト飲料の製造工程中に添加する添加工程とを含む、ビールテイスト飲料の製造方法。
- [請求項12] 前記抽出工程における二酸化炭素密度が200～1000 kg/m³である、請求項11に記載の製造方法。
- [請求項13] 前記抽出工程における二酸化炭素の圧力が6～50 MPaである、請求項11又は12に記載の製造方法。
- [請求項14] 前記分離工程における温度が40℃以下である、請求項11～13いずれかに記載の製造方法。
- [請求項15] 前記分離工程における温度が20℃以下である、請求項11～14いずれかに記載の製造方法。
- [請求項16] 前記植物原料がオレンジピール、グレープフルーツピール、ユズピール、レモンピール、ライムピール、ミカンピール、ダイダイピール、カボスピール、シークワサーピール、及びキンカンピールからなる群より選択される1種以上を含む、請求項11～15いずれかに記載の製造方法。
- [請求項17] 前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するリナロールオキサイドの含有量の質量比率が10%以下となる、請求項11～16いずれかに記載の製造方法。
- [請求項18] 前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するリナロールオキサイドの含有量の質量比率が5%以下となる、請求項11～17いずれかに記載の製造方法。
- [請求項19] 前記植物原料がオレンジピールを含む、請求項11～18いずれかに記載の製造方法。

- [請求項20] 前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1000%以上である、請求項11～19いずれかに記載の製造方法。
- [請求項21] 前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物中のリナロールの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1500%以上である、請求項11～20いずれかに記載の製造方法。
- [請求項22] 前記分離工程で得られた二酸化炭素抽出物中のヌートカトンの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が1000%以上である、請求項11～21いずれかに記載の製造方法。
- [請求項23] バレンセンの含有量が5ppb以上である、ビールテイスト飲料。
- [請求項24] ヌートカトンの含有量に対するバレンセンの含有量の質量比率が10%以上である、ビールテイスト飲料。